



関連意匠出願のすすめ ～改正意匠法の 2020.4.1 施行に伴って

2020年4月1日より改正意匠法が施行されます。
改正意匠法での大きな変更点は、下記の通りです。

- ・ 画像デザインの保護
- ・ 空間デザインの保護
- ・ 関連意匠制度の拡充
- ・ 意匠権の存続期間の延長

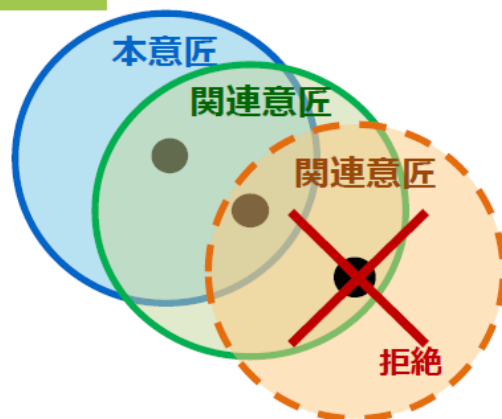
このうち、「関連意匠制度の拡充」については、現在、意匠登録を保有されている方にとって、活用できる可能性があるかもしれません。

<これまでの関連意匠>

現行制度では、関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができませんでした。

また、関連意匠の出願は公報発行日前とされており、限られた時期にしか利用できませんでした。

現行法

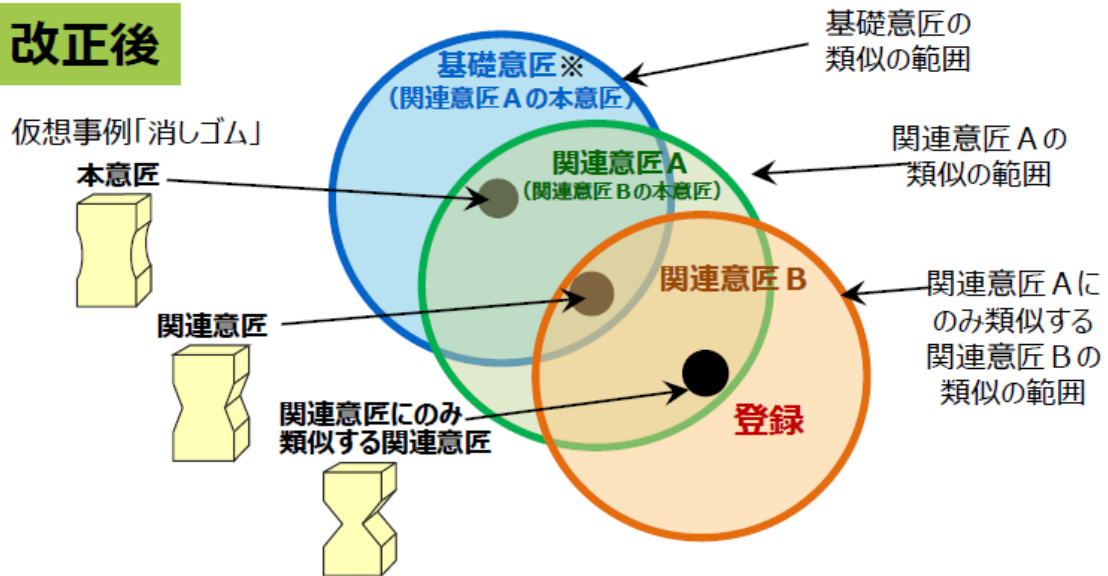


<改正法施行後の関連意匠> ⇒ 関連意匠の連鎖が可能に。

改正法施行後は、関連意匠にのみ類似する意匠についても、意匠登録を受けることができます。

また、関連意匠の出願は基礎意匠の出願日から 10 年まで可能となります。

改正後



(※画像引用：令和元年 9 月 4 日第 16 回審査基準ワーキンググループ資料 4

「関連意匠」に係る審査基準の改訂について (案) 要約資料

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/document/16-shiryu/05.pdf より)

<ご案内>

貴社の登録意匠のうち、出願日から 10 年を経過していないもので、
関連意匠の出願ができるものはございませんか？

新規性、創作非容易性については、関連意匠の出願日を基準に通常通り審査される為、
これらの登録要件を満たす必要がありますが、未公開の意匠で、関連意匠の出願できる
時期が過ぎてしまったことで権利化を諦めていた意匠がありましたら権利化できるチ
ャンスがあるかもしれません。

今一度、保有されている意匠登録についてご確認いただき、関連意匠の出願をご検討さ
れては如何でしょうか？

詳細については、どうぞお気軽にお問い合わせください。

特許業務法人サカモト・アンド・パートナーズ

東京都新宿区四谷 2 丁目 13 番地 大和屋ビル
電話: 03-5919-3041 FAX: 03-5919-3042
Email: tsakamoto@sakamotopat.com
URL: <https://sakamotopat.com/>